

●償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

☎ 伊奈庁舎税務課（内線 2301,2302）

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産にも課税されます。償却資産とは、会社または個人で工場やお店などの事業をされている方の、事業の用に供することができる構築物、機械、器具、備品などのことです。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況について、耐用年数の経過している償却資産を含め、償却資産の増減の有無にかかわらず、その年の1月31日までに申告することが法律で義務付けられています。

▶申告が必要な方

○令和7年1月1日現在、市内で事業（駐車場やアパートなどの貸し付けを含む）を営んでいる個人または法人

○令和7年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▶償却資産の対象となるもの（主な業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車 など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセット など
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付きを含む）、日よけ など
医（歯科）業・獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器 など
不動産貸付業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備 など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール など
農業	ビニールハウス・農耕用車両（小型特殊自動車を除く）など



▶申告期限：1月31日(金)

▶提出先：伊奈庁舎税務課

▶申告方法：電子申告（eLTAX）または申告書などの

提出（郵送可）による申告

▶提出物（償却資産申告書による申告の場合）

○申告書 ○種類別明細書（全資産、プレ申告用）

○種類別明細書（増減資産用）

※昨年度申告した方は、昨年12月中旬に案内書などを送付しました。なお、申告書などは市ホームページからダウンロードできます。

※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円未満のときは、課税されません。

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラーは、償却資産ではなく、軽自動車税（種別割）としての課税となりましたので、別途ナンバー登録の手続きが必要です。

●確定申告に使用できる証明書を発行します

☎ 申請・証明書について：伊奈庁舎介護福祉課（内線 4304）、税控除・税申告について：伊奈庁舎税務課（内線 2306,2307）

▶手続きの流れ

○申請：介護福祉課窓口または郵送にて各種申請書を提出してください。※各種申請書が必要な方は、介護福祉課までお電話ください。また、市ホームページからダウンロードできます。

○交付：申請内容をもとに、必要な事項を確認し、後日結果を郵送します。なお「介護保険料納付済証明書」は、窓口で申請すれば即時交付できます。

※所得の状況、要介護認定の状況などにより、全ての方が対象となるわけではありません。

※発行手数料は無料です。

※申告に使用する方は、2月末までに申請してください。

※令和6年中に転入した方、特別養護老人ホームなどの施設（住所地特例施設）に入所している方、または令和5年度以前の控除を希望する方はお手続きが異なる場合がありますので、お問い合わせください。

証明書名	対象の税控除	対象者	確認する内容	持参品	交付	
障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳などをお持ちの方は不要	障害者控除 特別障害者控除	精神の状況	下記のいずれかに該当する方（要介護認定） ○常時介護を要する重度の障がいの状態 ○外出時のみ介護を要する障がいの状態	障がいの程度について（介護認定記録など）	無し	郵送：数日
		身体の状況	下記のいずれかに該当する方（要介護認定） ○6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきりの状態 ○寝たきりの毎日で、寝込みがちな状態 ○歩行・起居動作が不自由で、外出困難な状態 ○外出可能であるが、介護を要する状態			
おむつ代に係る医療費控除確認書	医療費控除	要介護認定を受けており、おむつを使用している方	介護認定に係る主治医意見書の記載内容 ※記載内容によっては、発行できない場合があります。			
介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収（納付書または口座振替）で納めている方 ※特別徴収（年金天引）の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。	対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録	窓口申請時：身分証明書（保険証など）	窓口申請：即日 郵送：数日	